

福岡県医発第 1682 号 (学)

平成 16 年 12 月 17 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



臓器（眼球を除く）移植におけるウエストナイル熱・脳炎の取扱い
の一部改正について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、福岡県保健福祉部長より通知
がありまので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、関係
各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

「公印省略」

16健第3581号
平成16年12月13日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会長

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

臓器（眼球を除く）移植におけるウエストナイル熱・脳炎の取扱い
の一部改正について

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局長から通知がありましたので、貴管下医療機関への周知についてよろしくお願いします。

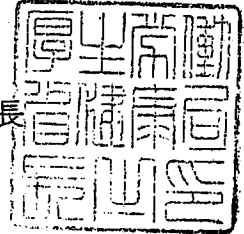


健 発 第 1202007 号

平成16年12月2日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康局長



臓器（眼球を除く）移植におけるウエストナイル熱・脳炎の取扱いの
一部改正について

標記取扱いについては「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付健医発第1371号）により実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたこと、及び厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、眼球以外の臓器については、臓器提供者（ドナー）適応基準の改正を行うこととし、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知を発出しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対して周知方御配慮願います。

なお、同趣旨の通知を社団法人日本医師会会長、日本移植学会理事長、社団法人日本内科学会理事長及び文部科学省高等教育局長にも送付していることを申し添えます。



健 発 第 1202007 号
平成 16 年 12 月 2 日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長

臓器（眼球を除く）移植におけるウエストナイル熱・脳炎の取扱いの
一部改正について

標記取扱いについては「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付健医発第1371号）により実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたこと、及び厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、下記のとおり改正することとし、平成16年12月2日より適用しますので遵守されるようお願いいたします。

また、下記のとおり取扱いについては、献血における取扱いの変更等を踏まえ、適宜対応していく予定であることを申し添えます。

記

心臓、肺、心肺同時、肝臓、腎臓、脾臓（脳死下）及び（心停止下）並びに小腸の臓器提供者（ドナー）適応基準の「1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。

（1）全身性の活動性感染症」に係る別紙『「臓器（眼球を除く）移植におけるウエストナイル熱・脳炎」の取扱い』を別添のとおり改める。

別 紙

「ウエストナイル熱・脳炎」の取扱い

- (1) 臓器あっせん機関は、臓器提供施設の医師に、臓器提供者の提供前4週間以内の海外渡航歴を確認し、渡航歴がある場合にはPCR検査等を行い、ウエストナイルウイルス陽性でないことを確認する。ウエストナイルウイルス陽性でないことが確認されない場合には、当該提供者の臓器を移植に用いない。
- (2) 陽性とならなかった場合においても、臓器あっせん機関は、移植医が患者に対して移植に伴う感染のリスクを十分説明するよう促すこと。